

南相馬市告示第80号

南相馬市住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南相馬市ゼロカーボンシティ宣言に基づき、二酸化炭素などの温室効果ガスを削減していくに当たり、太陽光発電による自家消費の拡大を図るため、蓄電池設備を設置した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象要件)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日時時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市が備える住民基本台帳に記録されている市民であること。
- (2) 南相馬市税等を滞納していないこと。
- (3) 過去に同一の補助対象設備に係る市の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付対象となる設備、要件、対象経費及び額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付申請書兼事業実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、蓄電池設置完了日または当該購入費の支払いが完了した日（分割払の場合は、契約締結日）のいずれか遅い日から180日以内又は令和11年3月31日のいずれか早い日に、市長に申請しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第2号）
- (2) 暴力団員等でない旨の誓約書（様式第3号）
- (3) 市税の完納証明書（市税等の滞納がない証明書で発行日から3か月以内のもの）
- (4) 設置した機器の仕様が確認できる書類（カタログ等）の写し
- (5) 設置した機器に係る領収書の写し（設置機器に関する経費の記載がない場合は、別途内訳書を添付）
- (6) 設置した機器の保証書の写し
- (7) 設置した機器の状況が分かるカラー写真（機器本体及び機器本体に添付してある型式シールの写真）
- (8) 太陽光発電システムを設置していることが確認できる書類の写し
- (9) 住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）

(10) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの）

(11) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定及び通知）

第5条 規則第7条の規定による通知は、住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（実績報告）

第6条 規則第13条の規定による実績報告は、第4条に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

（補助金の額の確定通知）

第7条 規則第14条の規定による補助金額の確定通知は、第5条に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

（補助金交付の請求）

第8条 第5条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の請求をしようとするときは、住宅用蓄電池導入支援事業補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他規則又はこの告示の規定に違反したとき。

（財産処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けた者は、蓄電池を設置の日から6年以内に処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（協力等）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象設備の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

（証拠書類の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度から6年間保存しておかななければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続、その他の行為については、手続、その他の行為の完了の日まで、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額
蓄電池	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 市の補助申請期間内に、国の補助事業「DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業」の補助対象として、一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) に登録されているものであること。</p> <p>(2) 配線方法が余剰配線であって、自宅等に設置された発電出力（太陽光パネルの出力合計又はパワーコンディショナーの出力合計のどちらか低い方）が10kW未満の太陽光発電システムと接続すること。</p> <p>(3) 最大蓄電容量が1kWh以上であること。</p> <p>(4) 未使用品（新品）であり、リース品でないこと。</p> <p>(5) 過去に南相馬市の補助制度を用いて蓄電池システムに係る補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) 申請者が居住する居宅（市の区域内の住宅であって、店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で使用するものであること。</p> <p>(7) 補助対象設備の購入日が令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間であること。</p>	蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、その他附属機器等の購入及び設置工事に要する経費	蓄電容量1kWh当たり1万円（上限額：10万円）